

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月20日京都市条例第31号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、特別職の職員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分			改 正 前	改 正 後
平成30年度	市長 副市長 常勤の監 査委員	12月 支給分	100分の172.5	100分の177.5
	教育長 公営企業 管理者		100分の227.5	
平成31年度 以後	市長 副市長 常勤の監 査委員	6月支 給分	100分の157.5	100分の167.5
		12月 支給分	100分の172.5	
	教育長 公営企業 管理者	6月支 給分	100分の212.5	100分の222.5
		12月 支給分	100分の227.5	

上記の改正については、平成30年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月20日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 31 号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号を次のように改める。

- (1) 市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の167.5以内
- (2) 教育長及び公営企業の管理者（以下「教育長等」という。） 100分の222.5以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 平成30年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第5条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」と、同項第2号中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

(期末手当の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)